

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（第17回）

令和5年7月25日（火）
持ち回り開催

議事次第

「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の開催について（案）」について

【配布資料】

資料 「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の開催について（案）」（令和5年7月〇日国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会決定）

参考1 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について（平成29年9月21日関係府省申合せ）

参考2 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について（平成29年9月21日国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議議長決定）

参考3 我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の座長及び構成員について（案）（令和5年7月〇日国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会議長決定）

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える
実務研究会の開催について（案）

令和5年7月〇日
国際仲裁の活性化に向けた
関係府省連絡会議幹事会決定

- 1 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議において平成30年に取りまとめられた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」に基づき、法務省において令和元年6月からの5か年の事業として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務を委託して実施してきたところ、令和6年3月で同事業が終了するに当たり、これまでの取組を総括するとともに、実務関係者のニーズを踏まえつつ、今後の国際仲裁の活性化のためのより効果的な施策を検討する必要がある。この検討に資するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）の下に、我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会（以下「研究会」という。）を設け、これを開催する。
- 2 研究会の構成員については、幹事会議長が決定する。
- 3 研究会に座長を置き、幹事会議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 5 研究会の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省及び経済産業省において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について

平成 29 年 9 月 21 日
関係府省申合せ
平成 31 年 1 月 8 日
一部改正

1. 国際的な紛争解決の手段として仲裁手続が積極的に活用されるようになってきていることから、我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府知的財産戦略推進事務局長 法務省大臣官房審議官（国際・人権担当） 外務省経済局長 外務省国際法局長 スポーツ庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 特許庁総務部長
オブザーバー	国土交通省総合政策局長 一般社団法人日本海運集会所理事長 一般社団法人日本商事仲裁協会理事（仲裁担当） 日本知的財産仲裁センター長 一般社団法人東京国際知的財産仲裁センター理事長 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構長 日本商工会議所国際部担当部長 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長 公益社団法人経済同友会政策調査部調査役 公益社団法人日本仲裁人協会代表理事 最高裁判所事務総局民事局長 日本弁護士連合会副会長 東京都政策企画局理事（事業調整担当） 大阪府商工労働部長

3. 会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、法務省及び経済産業省において処理する。

5 . 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

平成 29 年 9 月 21 日
国際仲裁の活性化に向けた
関係府省連絡会議議長決定
平成 30 年 4 月 23 日
一 部 改 正
平成 31 年 1 月 8 日
一 部 改 正
令和 3 年 1 月 14 日
一 部 改 正
令和 4 年 7 月 14 日
一 部 改 正

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の開催について（平成 29 年 9 月 21 日
関係府省申合せ）第 3 項の規定に基づき、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会
議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 内閣府知的財産戦略推進事務局参事官

法務省大臣官房国際課長

外務省経済局政策課長

スポーツ庁競技スポーツ課長

経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長

特許庁総務部総務課企画調査官

国土交通省総合政策局政策課長

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える
実務研究会の座長及び構成員について
(案)

令和5年7月〇日
国際仲裁の活性化に向けた
関係府省連絡会議幹事会議長決定

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の開催について（令和5年7月〇日国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会幹事会決定）第2項及び第3項の規定に基づき、我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会の座長及び構成員について次のとおりとする。

座長 山本 和彦 一橋大学法学研究科教授
委員 東 貴裕 日本製鉄株式会社 法務部 国際法務室上席主幹／
知的財産部 知的財産法務室 知財法務第一課長
小川 新志 一般社団法人日本商事仲裁協会 仲裁調停部 仲裁調停課長
小原 淳見 弁護士（第一東京弁護士会）
高取 芳宏 弁護士（第一東京弁護士会）
中山 紘行 山鋼プラントック株式会社 代表取締役
関係府省庁 内閣官房副長官補室（法務担当）
内閣府知的財産戦略推進事務局
法務省大臣官房国際課
外務省経済局政策課
スポーツ庁競技スポーツ課
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課
特許庁総務部総務課
国土交通省総合政策局政策課